



サステナビリティ・リンク・ボンド原則 自主的ガイドライン

2024年6月

疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会(ICMA)が発行するサステナビリティ・リンク・ボンド原則は、ICMAがウェブサイト上で公開している英語版が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

はじめに

サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) は、環境・社会・ガバナンス (ESG) 面でのサステナビリティに貢献する発行体に係る資金調達と支援において、債券市場が担い得る重要な役割をさらに発展させることを目指している。このような役割を果たし、市場が繁栄するためには、誠実性 (integrity) が最も重要な要素となる。サステナビリティ・リンク・ボンド原則 (SLBP) は、債券の構造的特性の考慮、情報開示、レポーティングを推奨するガイドラインを提供している。SLBPは市場参加者に活用されることを意図しており、また、それらの金融商品への資本配分を増やす上で、必要な情報提供を促進するよう設計されている。SLBPは、あらゆる種類の発行体及び金融資本市場商品に適用することが可能である。

SLBPに適合した債券発行は、透明性のあるサステナビリティに関する資質を有する投資機会を提供するべきである。SLBは、重要業績評価指標(以下「KPIs」という。)及びサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(以下「SPTs」という。)を通じて、マテリアル及び定量的であり、事前に設定され、野心的で、定期的にモニタリングされ、外部の検証を受けた発行体のサステナビリティ (ESG) 目標の達成に動機付けを与えるものである。

SLBPは、<u>グリーンボンド原則</u>(GBP)及び<u>ソーシャルボンド原則</u>(SBP)(両原則と総称する)の<u>メンバー及びオブザーバー</u>、ならびに幅広いステークホルダーコミュニティの貢献に基づく、協力的及び建設的な性質を持つものである。両原則は<u>執行委員会</u>によって調整が諮られている。SLBPは、グローバルなSLB市場の発展と成長を反映するために適宜改訂していく。

2024年版SLBP

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Securities Inc., updated by the Japan Securities Dealers Association for the 2023 and 2024 editions. Translations were reviewed by Mizuho Securities Co., Ltd. for the 2020 edition, by Daiwa Securities Co. Ltd. for the 2023 edition, and by Ministry of the Environment, Japan for the 2024 edition

2024年版のSLBPは、事務局のサポートを受けた執行委員会により組織されたワーキンググループからの知見による恩恵を受けている。

2024年版のSLBPでは、KPIの選定を支援するため、いくつかの説明を加えている。

サステナビリティ・リンク・ボンドの定義

サステナビリティ・リンク・ボンド(以下「SLB」という。)は、発行体が事前に設定したサステナビリティ/ESG目標の達成状況に応じて、財務的及び/又は構造的特性が変化する可能性のある債券の総称である。発行体は、事前に設定した時間軸の中で、自らのサステナビリティ成果にかかる将来的な改善について、明示的に(債券の開示資料等において)表明する。SLBは、将来の発行体のサステナビリティ目標に対するパフォーマンスに連動する債券である。

これらの目標は、(i)事前に選定したKPIsを通じて測定され、(ii)事前に設定したSPTsに照らして評価される。

SLBの調達資金は一般的な目的に使用されることが想定されているため、資金使途が債券を分類する上での決定要因にはならない。このことにかかわらず、場合によっては、発行体がGBP/SBPのアプローチとSLBPアプローチを組み合わせることを選択することも考えられる。従って、SLBをサステナビリティボンド(すなわち、「サステナビリティボンドガイドライン」で定義されている資金使途特定型の債券)と混同しないよう注意する必要がある。

サステナビリティ・リンク・ボンド原則

サステナビリティ・リンク・ボンド原則(SLBP)とは、金融商品が発行体の将来のESG成果を組み込むためのベスト・プラクティスを示すとともに、SLBの発行方法を明確化することでSLB市場の発展における誠実性を促進するための自主的なガイドラインである。

SLBPは市場で広く活用されることを目的としており、信頼性の高い野心的なSLBの発行に関わる主要な要素について、発行体にガイダンスを提供する。またサステナビリティ戦略における発行体の説明責任と、SLB投資を評価するために必要な情報の入手可能性を推進することによって、投資家を支援する。また、信頼性のある取引を促進するために、期待されるストラクチャリングと開示要件を満たすように、市場を誘導することによって、引受金融機関を支援する。

SLBPは発行体に対して明確なプロセスと透明性のあるコミットメントを推奨しており、それらは投資家、銀行、引受金融機関、プレースメント・エージェントなどが、特定のSLB の財務的及び/又は構造的特性を理解するために活用し得るものである。SLBP は、発行体がステークホルダーに開示し

レポーティングする情報について、推奨及び必要とされる透明性、正確性、及び誠実性を強調している。

SLBPには核となる5つの要素で構成される。

- 1. KPIsの選定
- 2. SPTsの設定
- 3. 債券の特性
- 4. レポーティング
- 5. 検証

SLBPは、発行体に対し、KPI(s)の選定の根拠(すなわち、事業との関連性やマテリアリティ)、設定したSPTsの背景(すなわち、野心度、全体的な戦略計画又は持続可能な開発政策との整合性、及び採用するベンチマークアプローチ)、債券の財務的及び/又は構造的特性について生じうる変化及びそのような変化を引き起こすトリガー事象、企図している発行後のレポーティング及び独立した検証、並びに発行体のSLBPとの全体的な適合性の説明について公表することを推奨する。

明確化のために、発行前及び発行後の情報開示項目のチェックリスト (網羅的ではない) を付録 II に示す。

1 KPIsの選定

SLB市場の信頼性は、1つ又は複数のKPI(s)の選定に懸かっている。信頼性の低いKPIs選択の普及を避けることは、サステナビリティ・リンク・ボンドの成功にとって重要である。発行体のサステナビリティ目標に対するパフォーマンスは、外部又は内部のサステナビリティ関連のKPIsを使用して測定されるものである。

まず、KPIsは企業発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルであるべきであり、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及び/又はガバナンスの課題に対応し、また経営陣のもとで管理されるべきである。ソブリン発行体「の場合には、KPIsは、発行体の主要なサステナビリティ政策にとってマテリアルであるべきで、かつ、関連する環境、社会、及び/又はガバナンスの目的に対応するべきである。

KPIsは以下であるべきである:

• 企業発行体のビジネス全体(又はソブリン発行体の場合には経済、社会、及びガバナンス政策)に関連性があり、中核的でマテリアルであり、かつ、発行体の現在及び/又は将来的な事業 (ソブリン発行体の場合には持続可能な開発政策)において戦略的に大きな意義のあるもの;

¹ 本文書においては、「ソブリン発行体」には準ソブリン発行体も含まれる。

- 発行体全体のサステナビリティ戦略又は方針と整合的であり、発行体にとって最もマテリアルな戦略的側面を反映しているもの;例えば、KPIが戦略/方針の開示に含まれるか、それをサポートするものであり、特にCO2排出削減が困難なセクター(hard-to-abate)については移行計画よりサポートされる;
- 一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの:
- 外部からの検証が可能なもの;並びに、
- ベンチマーク化が可能であるもの、すなわち、SPTの野心度に関する評価を容易にするために、 可能な限り外部参照情報又は定義を活用するもの。

投資家が、選定されたKPI(s)の過去のパフォーマンス評価を行うことができるように、発行体は可能な場合には、過去の年次報告書やサステナビリティ・レポート、あるいはその他の非財務情報に関する報告書等の過去の報告書、若しくは、国が決定する貢献(NDC)、国別排出量インベントリ/進捗状況、持続可能な開発目標(SDG)報告書、国別適応計画、生物多様性国家戦略等にかかる不定期又は非年次な報告書に含まれているKPIsを選定することが奨励される。過去に開示されたことのないKPIsである場合には、発行体は可能な限り、KPIsの値に関して少なくとも過去3年分の外部検証された値を提供すべきである。

技術的な進歩と規制環境の変化²にも配慮すべきである。

発行体は、KPI(s)選定の根拠及びプロセスに関する情報、及び発行体のサステナビリティ戦略又はソブリン発行体の場合には持続可能な開発政策の文脈におけるKPI(s)の位置付けを、投資家に明瞭に説明することが望ましい。

KPI(s)は明確に定義されるべきで、また、適用対象範囲(例:SPTの対象となる発行体のCO2排出量の割合)、及び、計算方法論(例:KPIsとなるCO2排出量が原単位排出量の場合はその分母の明確な定義)、ベースラインの定義に関する情報を含めるべきである。また、実現可能な場合には、科学的根拠に基づく計算、又は業界基準/国際的に広く認知されたデータに対するベンチマーク化(例:SMARTの法則-具体的(Specific)、測定可能(Measurable)、達成可能(Attainable)、関連性(Relevant)があり、かつ期限設定(Time-bound)を意識して設定)がなされるべきである。

発行体には、KPI(s)の選定に関するセクター・ガイダンスとしてKPIレジストリを参照すること、また、KPI選択を支える中核的KPIと二次的KPIの概念に関する詳細なガイダンスについては、KPIレジストリ内の利用者への注記を参照することを奨励する。

-

² 関連するKPIsを選定する際に、規制基準やタクソノミーを参照し、示唆を受けることは有用かつ適切である(例:持続可能な経済活動に係る EUタクソノミー又は中国のグリーンカタログ等)。同様に、パリ協定(各国の貢献目標及び気温上昇を1.5°C又は2°C未満に抑制する目標)や 持続可能な開発に関する2030アジェンダ(SDGs、持続可能な開発目標)などの国際協定で定められた目標を参照することも有用である。発行体は、適切なKPI及び測定方法の特定に役立つ可能性のある、両原則による環境・社会的インパクト指標に関する既存及び進行中のガイダンスも参照すべきである。ICMAのウェブサイトにて公表されているKPIs例示レジストリを特に参照のこと。

2 SPTsの設定

選定したKPI毎に1つもしくはそれ以上のSPT(s)を設定するプロセスは、発行体がコミットする用意が出来ており、したがって現実的であると考えている野心度を表すことになるため、SLBのストラクチャリングにおいて重要な要素である。

SPTsは真摯かつ誠実に設定されなければならず、発行体はSPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る戦略的な情報を、ソブリン発行体の場合は戦略的な国家開発計画又は政策を開示すべきである。

SPTsは以下のように野心的であるべきである:

- 各KPIs値の重要な改善を表し、「従来通りの事業(Business as Usual)」シナリオを超えるものであり;
- 可能な場合にはベンチマーク又は参照可能な外部指標と比較し;
- 企業発行体の場合は発行体のサステナビリティ及び事業戦略、ソブリン発行体の場合は持続可能な開発政策と整合し;

かつ

債券発行前(又は同時)に設定された時間軸に基づき決定されている。

ターゲット設定は複数のベンチマーク手法の組み合わせに基づくべきである:

- 発行体自身の最低でも過去3年分のパフォーマンス。実現可能な場合には選定したKPI(s)に関する測定実績が、また、可能な場合には選定したKPIの将来の予測情報が望ましい
- 発行体の同業他社。すなわち、入手可能かつ比較可能な場合は同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的な位置付けについて(平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスの水準なのか)、若しくは現在の業界又はセクター基準(若しくはソブリン発行体であれば比較可能な他国)と比較した相対的位置づけ、並びに/又は
- 科学の参照。すなわち科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値(例:炭素予算)の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式の目標(気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、持続可能な開発目標(SDGs)、昆明・モントリオール生物多様性枠組等)の体系的な参照、若しくは広く認知されたBAT(利用可能な最良の技術)又は発行体の環境・社会課題に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照

目標設定に関する開示は、以下について明示すべきである:

- 目標達成に関するタイムライン(目標確認期日/期間、判定のトリガーとなる事象及びSPTsの頻 度):
- 関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は参照値、 及びそのベースライン又は参照値が採用された根拠(日付・期間などを含む);
- 関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整が生じるのかに 関する説明;
- 可能な場合には、競争又は秘密保持に配慮した上で、発行体がどのようにSPTsを達成するのか (例えばESG戦略、戦略を支えるESGガバナンスと投資、事業戦略を説明する等が考えられる。 すなわち、SPTsの達成に向けたパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段又は施策 の内容、及び期待されるそれぞれの貢献について可能な限り定量的に説明すること。ソブリン 発行体の場合は、持続可能な開発政策、(紐付けられている)予算や国が決定する貢献 (NDC) について説明すること)
- SPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る、発行体が直接的に管理することが出来ない他の重要な 要因等

上記について、発行体のESGに関する包括的な目的、戦略、方針及びプロセスの文脈の中で説明することが奨励される。

SLBの発行に際し、発行体が外部レビュー機関を任命し、SLBPの核となる5つの要素との整合性を確認することが望ましい(セカンド・パーティー・オピニオンの取得等)。

債券発行前のセカンド・パーティー・オピニオンにおいて、外部レビュー機関は、選定されたKPIs の妥当性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠と野心度、選定されたベンチマーク及びベース ラインの妥当性及び信頼性、SPTsを達成するための戦略及び/又は方針に対する信頼性について、 必要に応じてシナリオ分析も活用しながら、評価することを奨励する³。債券の発行後、対象範囲、 KPI値の測定方法、又はSPT(s)の設定等に重大な変更があった場合、発行体はこれらの変更内容について外部レビュー機関による評価を取得することが奨励される。

セカンド・パーティー・オピニオンを取得しない場合には、KPIの測定方法を検証・実証するために内部組織の専門的知見に基づく検証プロセスを確立することが望ましい。発行体は、関連する内部の検証プロセスや社内スタッフ専門性も含め、そうした専門性を細かい点に至るまで包括的に文章化することが望ましい。この文書は投資家に開示・説明されるべきである。

SLBPは、評価を付与する外部レビュー機関に対し、自らの実績と関連する専門性を公表し、実施されたレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。ベストプラクティスを促進するために両原則に沿って制定された<u>外部レビュー機関向けの自主ガイドライン</u>は、有用な参考資料となりうる。当該ガイドラインは発行体、引受金融機関、投資家、その他のステークホルダー及び外部レビュー機関自身のため、外部レビュープロセスに関する情報及び透明性を提供するための市場ベースでのイニシアティブである。

3 債券の特性

SLBの基礎となるのは、債券の財務的及び/又は構造的特性が、選定KPI(s)が事前に設定したSPT(s)を達成するか否かに応じて変化することである。すなわち、SLBはトリガー事象の発生により、債券の財務的・構造的特性に対して何らかの影響が生じることが必要である。

利率の変動が典型的な例だが、設計上は他のSLBの財務的・構造的特性の変化について考慮することも可能である。

債券の財務的・構造的特性の変化は、当初のSLBの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものとすることが望ましい。

KPI(s)の定義とSPT(s)(計算方法も含む)、及びSLBの財務的・構造的特性の変動可能性は、債券の

³ ベンチマークが存在しない、又は発行体に関するパフォーマンス基準値が明確でない場合、発行前にセカンド・パーティー・オピニオンを取得することが特に望ましい。

開示書類(ドキュメンテーション)に含まれるべき内容である。

SPTsが測定不可能、又は達成状況が十分に確認できない場合の代替方法について説明すべきである。発行体は必要に応じて、KPIの測定方法、SPTsの再設定、及び/若しくはベースライン又はKPIの対象範囲に関する試算の調整に重大な影響を与える可能性のある、非常に例外的に起こりうる事象の発生(企業発行体であれば、重要なM&A活動による大幅な環境変化等)又は規制や技術環境の劇的な変化を含む極端な出来事の考慮について、債券の開示書類の中で言及することを検討することも考えられる。

SLBには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報を適切に管理すべきである。

4 レポーティング

SLB発行体は、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべきである:

- 選択したKPI(s)のパフォーマンスに関する最新情報(関連する場合、関連するベースラインを含す;):
- SPTsに対するパフォーマンスそれによる債券の財務的・構造的特性への影響、及びその影響が発生するタイミングを概説したSPTに関する検証保証報告書;
- 投資家がSPTsの野心度合を測るために有用な、あらゆる情報(例:発行体のサステナビリティ戦略や関連するKPI/ESGガバナンスの更新、ソブリン発行体の戦略的開発計画及び又は政策の更新、より一般的なKPIs/SPTsの分析に関連する情報等)。

レポーティングは、定期的に、少なくとも年1回、並びに、SLBの財務的・構造的特性の調整につながりうるSPTsのパフォーマンスの評価に関する場合は随時公表されるべきである

定量的なデータを毎年入手できないときは、ソブリン発行体は各KPIの推移の背景にある主な要素の 説明を記載したレポートを発行することを奨励する。

透明性を高めるための多くの施策が本文書全体を通じて記載されており、また明確化する目的からも、発行前・発行後の開示項目に関するチェックリストを付録IIに示す。

5 検証

発行体は、SLBの財務的・構造的特性の変化に対する最終判定日に到達した後まで、年1回、並びに SLBの財務的及び/又は構造的な特性の調整につながりうるSPTに対するパフォーマンスの評価に関連する際には随時、監査法人やサステナビリティコンサルタントなどの関連した専門的知見を有し 適格な外部レビュー機関⁴より、各KPI値に対する各SPTに照らしたパフォーマンスについて、独立した外部検証(例:限定的保証、又は合理的保証等)を受けるべきである。

SPTsの達成状況に係る外部検証は、公開情報として開示されるべきである。

取得が望ましいセカンド・パーティー・オピニオンのような発行前の外部レビューとは異なり、発

⁴ ベストプラクティスを促進するために両原則によって制定された外部レビュー機関向けの自主ガイドラインを参照のこと。

行後の外部検証はSLBPとして必須の要素である。

免責事項

サステナビリティ・リンク・ボンド原則 (SLBP) は、自主的な手続きに関するガイドラインであり、その他の証券の売買の勧誘やいかなる形の助言 (税務、法務、環境、会計、規制) を提供するものでもない。SLBPは、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても権利義務関係を形成するものではない。発行体は、SLBPに依存することなく、自主的かつ自らの判断で SLBPを採択し、実施するのであり、サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) 発行の判断につき自ら責任を負う。発行体が発行するSLBに係る約束や調達資金の使途を遵守しない場合、SLBの引受機関は責任を負わない。もし、該当する法律や規則、規制と、SLBPに示されたガイドラインが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先されなければならない。

付録Ⅰ

用語集

ベースライン: ベースラインは、固定された基準値であり、SPTの達成状況/パフォーマンス状況を測定するための比較対象値として使用されるものである。

ベンチマーク:ベンチマークは、パフォーマンスの測定又は比較の際に使用可能な参照値である。

クーポン変動発生日:クーポンの調整が発生する効力発生日。

クーポン変動初回支払日:調整後のクーポン金額の初回支払日。

外部レビュー: グリーンボンド及びソーシャルボンド原則の執行委員会は、外部レビューのガイドラインを策定し、その中で4つの外部レビューの種類を示している。(1) セカンド・パーティー・オピニオン、(2) 検証、(3) 認証、(4) ボンドスコアリング/格付け。SLBPは発行前のセカンド・パーティー・オピニオンの取得を推奨しているが、核となる5つの要素の1つとして検証を受けることを要求している。

KPI: 重要な業績評価指標は、選定した指標のパフォーマンスを測定するために使用される定量的な指標である。

レポート(パフォーマンス)公表日:発行体がSPTのパフォーマンスを報告する日またはそれ以前の日。

SPT: サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットは、発行体が表明する、事前に設定した時間軸における、KPIの測定可能な改善目標である。SPTは、野心的かつビジネス上においてマテリアルであるべきで、可能な限りはベンチマーク化し、発行体のサステナビリティ/ESG戦略全体又は持続可能な開発政策と整合性を確認すべきである。

SPT達成(通知)日:発行体がSPTのパフォーマンスを受託者に報告する日またはそれ以前の日。

目標確認期日:目標確認期日は、事前に設定した各SPTに対する各KPIの達成状況を測定する期日のことである。

ターゲット(目標)設定:ターゲット設定とは、SLBPにおいて説明されている信頼性の高いSPTを設定するための推奨プロセスのことである。

トリガー事象:トリガー事象とは、KPIが事前に設定したSPTに達成したかどうかを観察した結果であり、債券の財務的・構造的特性の変化を引き起こす可能性がある。

検証:検証又は証明業務は、通常、限定的又は合理的保証の形式で、関連する専門的知見と資格を有する外部レビュー機関によって実施される。

付録Ⅱ

SLBの情報開示項目のチェックリスト

以下の表は、SLB発行に際して開示すべき項目のうち、網羅的ではないものの指針となるチェックリストとして作成されたものであり、投資家をはじめとする市場関係者が求める情報の適切な透明性と調和を確保するために、発行体が比較可能な言語とデータに基づき開示内容の整合性を図るためのツールを提供することを目的としている。

開示は、債券の開示書類(ドキュメンテーション)の中に含まれる場合もあれば、適切な場合は、フレームワーク、投資家向けプレゼンテーション、外部レビュー、発行体のウェブサイト、年次のサステナビリティ報告書又はアニュアル・レポートなどの単独の文書の中に含まれることもある。

SLBの発行体は、KPIs値、SPTs、債券の財務的・構造的特性の変化を引き起こすトリガー事象、予定された発行後のレポーティング内容及び外部レビューの種類、SLBPとの整合性に関する情報を外部に公表すべきである。

注意:SLBには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報の適切に管理すべきである。

		必要な情報	掲載箇所
	全般	✓ SLB発行の理由と発行体の全体的なサステナビリティ及びビジネス戦略又は持続可能な開発政策との整合性 ✓ SLBPの核となる5つの要件との整合性 ✓ 外部レビューの種類、発行日、レビュー担当会社	
発行前	KPIの選定	 ✓ KPIの概要と定義(定量的KPIの測定単位を含む) ✓ 選定した KPI の背景・理由(発行体のサステナビリティ戦略やマテリアリティとの関連性、NDCsなど国のサステナビリティ戦略) ✓ (実現可能な場合には)外部検証実施済のKPI 値に係る過去3年間のトラックレコード ✓ KPI の改善を前提としたベースライン水準の提示及びそのベースラインが採用された理由の説明(日付・期間などを含む) ✓ KPIを測定又は確認できない場合、あるいは満足のいく方法で測定又は確認できない場合に再測定方針にも反映されるべき代替方法 	発行前書類 (フレーク、投資家 向けプレゼン、 か部レビュ ・ウェブサ イト)
	SPTの測定	✓ SPTsの概要と定義✓ SPTs設定の背景(野心度合い、採用するベンチマークアプローチの説明、発行体の全体的なサステナビリティ 戦略・目標又はNDCなどの国の戦略及び持続可能な開発政策との整合性)	,

	✓ 目標達成に関するタイムライン(目標確認期日/期間、判定のトリガーとなる事象及びSPTsの頻度)	
債券の特性	数、KPIが複数ある場合のSLBのクーポンの制度、満期到来時の累計最大ステップアップ(該当する場合)) ✓ 該当する場合にはSPTsが測定不可能又は達成状況について十分に確認できない場合の代替方法についての説明 ✓ 該当する場合にはKPI の測定方法、SPTsの設定、前提条件やKPIの対象範囲に重大な影響を与える可能性のある極端な事象の発生(重要なM&A活動、規制等の制度面の大幅な変更、又は異常事象の発生等)についての言及 ✓ コーラブル債の場合、クーポンの変動の影響を判断するための関連情報(SPTが測定不可能又は未達の場合の償還価格や任意の償還日など) ✓ レポート(パフォーマンス)公表日 ✓ SPT達成日	開示書類(例: 目論見書、目 論見書補足、 オファリング メモ等)
レポーティング	✓ レポーティングの掲載箇所と頻度✓ レポーティングの対象範囲と報告内容の粒度✓ 発行後の外部レビューへのコミットメントと開示(外部検証/保証報告書)	発行前書類(フレームワーク、投資家向けプレゼンテーション、外部レビュー、ウェブサイト)
セカンド・パー ティー・オピニ オン	✓ 発行前の外部レビュー(セカンド・パーティー・オピニオン)、又はKPIのベースラインの検証に関する報告書の公表	外部レビュー 書類

		必要な情報	掲載箇所
発行後	全般 レポーティング⁵	 ✓ レポーティング及び発行後の外部レビュー書類の公表日 ✓ 債券の識別情報: ISIN 番号、発行金額、通貨、償還日及び関連するKPI・SPTs ✓ 報告対象範囲 (個別債券又は債券プログラム単位か) ✓ 準拠するガイドライン・規制の表記 以下の項目について年1回、またSLBの財務及び/又は構造的特性の調整につながるSPTのパフォーマンスの評価に関する日/期間についても、容易に入手可能な形で開示すべき ✓ 選定KPI のパフォーマンスに関する最新情報 (ベースラインの前提条件を含む) ✓ 投資家が SPTsの野心度を測るために有用なあらゆる情報 (例えば、発行体の最新のサステナビリティ戦略や関連するKPI/ESGガバナンス、国の戦略及び持続可能な開発政策に関する情報、またKPIs及びSPTsの分析に関連する情報等) 可能な範囲で以下の情報について開示: ✓ パフォーマンス/KPIの改善に寄与した主な要因 (M&A活動等も含む) についての定性的・定量的な説明 ✓ パフォーマンスの改善が発行体のサステナビリティにどのような影響を与えるのかについての説明 ✓ KPIの再評価有無、設定したSPTsの修正有無、ベースラインの前提条件やKPIの対象範囲の変更有無 	発行後書、次スィェグラングを を付え告ができる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまれる。 をできまない。 というできまれる。 というできまれる。 というできまれる。 というできまれる。 というできまれる。 というできまれる。 というできまれる。 というできまれる。 というできまれる。 というできままない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というできない。 というでもない。 というでもない。 というでもない。 というでもない。 というでもない。 というでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といると、 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といると、 といるでもない。 といるでもない。 といるでもない。 といると、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と
	検証	検証・保証報告書は一般的に公表され、SPTs の達成状況と財務的・構造的特性の変更に対する影響、及びそのタイミングについての情報を含めるべきである	

⁻

⁵ このチェックリストは網羅的なものではなく、特に債券の特性が変化した場合において法令又は市場ルールによって(クリアリング・ハウス、証券集中保管機関、主支払代理人等を経由して)義務付けられている 報告義務を除外するものではない。